

「稚内市過疎地域持続的発展市町村計画（案）」に対する意見の募集 （パブリックコメント）

令和8年1月16日
稚内市企画総務部財務課

本市では、令和3年4月1日から施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において過疎地域に指定されたことに伴い、令和3年9月に「稚内市過疎地域持続的発展市町村計画」を策定しました。

この度、本年度をもって当該計画の計画期間が満了することに伴い、今後も過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上を目指し、様々な取組を総合的かつ計画的に進めていくため、令和8年度から向こう5年間を計画期間とする内容に変更するにあたり、計画（素案）に対する皆様からのご意見を広く募集するため、パブリックコメントを実施することとしました。

つきましては、下記のとおり市民の皆様からのご意見を募集いたします。

1. 意見の募集期間

令和8年1月16日（金）～ 令和8年1月29日（木）

2. 対象者

- (1) 本市に住所を有する方
- (2) 本市に事務所又は事業所を有する方
- (3) 本市に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 本市に存する学校に在学する方

3. 意見の提出方法

郵送、FAX、電子メールで提出願います。様式は問いませんが、必ず住所、氏名を明記してください。これらが明記されていないものや、電話や口頭での意見については、受付できませんのでご了承下さい。法人その他の団体については、所在地、名称及び代表者氏名を明記願います。

- ・ 郵 送 〒097-8686 稚内市中央3丁目2番1号
稚内市企画総務部財務課 宛
- ・ F A X 0162-23-6185
- ・ 電子メール zaimu@city.wakkanai.lg.jp

※メール等のタイトルは『過疎地域市町村計画に対する意見』など、本件に対するご意見であることがわかる表示をお願いします。

4. 公表資料の閲覧方法

稚内市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

(1) 稚内市役所3階 財務課	電話 0162-23-6390 (直通)
(2) 稚内市役所1階 受付	電話 0162-23-6161
(3) 稚内市役所宗谷支所	電話 0162-77-2001
(4) 稚内市役所沼川支所	電話 0162-74-2006
(5) 稚内市宝来地区活動拠点センター	電話 0162-22-5150
(6) 稚内市東地区活動拠点センター	電話 0162-34-6330
(7) 稚内市富岡・はまなす地区活動拠点センター	電話 0162-34-5115
(8) 稚内市南地区活動拠点センター	電話 0162-73-1551
(9) 稚内市立図書館	電話 0162-23-3874

※閲覧可能時間

- ・ (1) ~ (4) は、土・日・祝日を除く9時00分から17時00まで。
- ・ (5) ~ (8) は、月曜日を除く9時00分から20時30分まで。
- ・ (9) は、月曜日を除く10時00分から19時30分まで
(土・日・祝日は17時30分まで)

5. 提出されたご意見の取り扱い

- ・ この度の意見募集は、計画(素案)に対して市民等の皆様から広くご意見をいただくものであり、賛否を問うものではありません。
- ・ 提出された意見は、住所・氏名を除き、意見の概要と意見に対する市の回答を、稚内市ホームページにて公表する場合があります。公表を希望されない場合は、その旨を明記願います。
- ・ 個々の意見に対し、直接の回答はいたしません。あらかじめご了承ください。
- ・ 提出いただいた個人情報については、他の目的で利用いたしません。

6. 問合せ・連絡先

稚内市企画総務部財務課財政グループ
電話 0162-23-6390 (直通)